

### 第3回 大野市避難行動要支援者の避難支援プラン作成計画改定委員会

#### 【議事要旨】

日 時： 令和4年11月9日(水) 午前10時00分～午前11時05分

場 所： 市役所 大会議室

- 出席者：田中会長、長谷部委員、森下委員、水上委員、高橋委員、小嶋委員、井上委員、  
中屋委員  
大野警察署 地域兼警備課 吉江係長（代理出席）、  
福祉課 井部課長補佐（代理出席）

以上 10名

- 欠席者：萩原副会長

#### 1 会長開会あいさつ

- ・紅葉の季節となり催し物が開催され、人の出入りが増えている。コロナの感染者が増えていることが気になる。
- ・この改定委員会も3回目の開催となり、計画改定案の決定も最終段階になると思われる。再度確認を行ってほしい。
- ・計画改定案をより良いものとしたいので、忌憚のない意見を願います。

#### 2 議 事

- 欠席者への改定委員会資料の説明について、事務局より説明。

- ・萩原委員からは所用により欠席したいとの連絡があり、昨日、改正委員会の資料の内容を説明する。改正委員会の資料の内容について、了承が得られていることを報告する。

##### (1) 大野市避難行動要支援者の避難支援プラン作成計画（改正案）について

事務局より、**資料1**について説明。

委員：避難プランの内容を年1回点検し市に提出するとなっているが、点検のタイミングは市からのお知らせがあるのか。若しくは、避難支援プランを作成するケアマネージャ等が自分で点検のタイミングを決めて点検を行うのか。

事務局 : 例年4月に避難行動要支援者名簿を作成し、5月連休以降に避難支援プランを配布し点検を行ってもらっている。時期としては5月連休以降に各自主防災組織や福祉専門職の事業所に避難支援プランの点検の依頼を行い、6月の出水期までに避難支援プランの点検の完了を目指したい。

福祉課 : ケアマネジャーや障害者相談支援専門員は要支援者の状態を判定する時期がそれぞれある。その時期に避難支援プランの点検ができないか。

事務局 : 要支援者の状態を判定する時期は決まっているのか。

福祉課 : 要支援者ごとに違う。決まった時期に避難支援プランの点検を行うのも良いと思うが、ケアマネジャーや障害者相談支援専門員は要支援者の判定を行う際に、避難支援プランの点検を行う方が有効と考える。

事務局 : 避難支援プランの点検とは別に、適時更新も行っている。提案いただいた方法も可能であるので情報提供をお願いしたい。

6月末を目途に避難支援プランの点検を行い、一旦、取りまとめを行いたい。取りまとめた後に避難行動要支援者名簿に記載された要支援者の情報の変更があった場合、福祉分野との連携や住民基本台帳のデータを参考に随時更新を行っているので対応したい。

大野警察署 : 役割分担について、災害が発生した場合は各関係機関が安否確認を行い、市が安否確認の情報の集約をすとなっているが、その情報は警察や消防へ情報提供されるといった認識で良いか。

事務局 : その認識で良い。

各組織の役割分担について、例えば、自主防災組織は安否確認を行うことが記載されているが、避難支援など、記載がない文言については追記を考えている。

委員 : 今回の避難支援プランの計画改定に伴う告知用パンフレットはどうするか。

事務局 : 現在使用しているパンフレット等を修正し告知していく。

委員 : これまで、避難支援プラン作成者は独居老人などの方が多かった。改正後は要支援や要介護、障害者などの人が増える形で、民生委員は、これまでの対象者に加えてそのような方たちの避難支援プランも作成するのか。

また、市健康長寿課からは毎年7月に独居老人の名簿をもらっている。その名簿の中には救急医療情報キットや緊急通報装置を利用していることを記載する欄がある。避難支援プランの作成状況についても記載すると良いのではないか。

事務局 : 避難支援プランを市が優先して作成する方と自主防災組織や地域が協力して作成する方とあるが、自主防災組織や地域が協力して作成する方については従来の作成方法となる。

自主防災組織や自治会には、避難支援プラン作成依頼時に障がい者などに配慮して、障がい者などを除いた方の避難支援プランと名簿を渡している。

また、救急医療情報キットなど記載については、この委員会での判断が難しい。

福祉課 : 資料1の3頁、21行目からの避難行動要支援者名簿への掲載対象者で、「高齢者や障害者などの要配慮者のうち状況を勘案して対象とする」とあるが、避難困難度として要介護4・5や身体障害1級など優先度付けして絞った中で、さらに状況を勘案して絞り込むと考えればいいのか。

事務局 : この改正の理由として、これまでは高齢者というだけで避難支援プランの対象となり、避難能力のある高齢者の方も避難支援プランを作成していた。避難支援プランが本当に必要とする方の判断基準を勘案した結果であり、表1のとおりとなる。また、一人ひとりの状態を確認することは難しいため、要介護や障害者などに認定されているかを判断基準として、真に支援を要する者を対象としている。

福祉課 : 地域で避難支援プランを作成する場合においても、単に高齢者というだけでなく要支援や要介護などといった要件は入るのか。

事務局 : 「その他、支援を必要としている者」を要件の一つとしていることから、要件に当てはまらない場合でも、地区や民生委員として避難支援プランの作成が

必要と感じる方については対象とすることができる。これまで避難支援プランを作成していた方で、要件に当てはまらない場合でも、経過措置として含めていくこととしている。

(2) 今後のスケジュールについて

事務局より、資料2について説明。

- ・パブリックコメントを12月上旬に予定している。
- ・第4回委員会を1月中旬に予定している。この委員会では、計画の確定案を提示したい。

3 その他

なし。

4 会長閉会あいさつ

- ・今回で3回目の改定委員会で議論いただき、良い計画の素案ができたと感じる。
- ・今後、この計画をうまく活用できるように、各関係機関の皆様にはもう一度目を通していただき、周知などに協力していただきたい。